

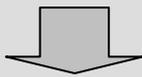
# 審査基準ガイドライン

## 技術審査：行政（市町村も参加）によるチェック

### 第1段階チェック

- 工事の種別
  - 公共性
  - 工事の規模
- による仕分け

- ①京都市が管理する施設であるか。  
国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
- ②安心・安全につながる工事であるか。  
利便性向上や環境整備は対象外
- ③公共性のある工事であるか。  
特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
- ④単年度で実施できる小規模な工事であるか。  
道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事及び建物の新築・大規模な改築工事は対象外  
※小規模な工事においては、用地買収を伴うものも対象



- ⑤他の事業で既に着手している又は他の事業の計画区間等に含まれ実施する見込みのある工事は審査委員会に「実施」と報告（審査対象外）

### 第2段階チェック

- ①公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
- ②技術上の適合性
- ③速効性

#### 【公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性】

- (ア)公共事業としての必要性はあるか。投資効果は大きいのか。
- (イ)地域づくりや市町村のまちづくりと整合しているか。
- (ウ)地域や市町村等からの要望と整合しているか。

#### 【技術上の適合性】

- (ア)関係法令や構造規準、技術規準と適合しているか。

#### 【速効性】

- (ア)早期対応の必要性はあるか。（緊急性によっては直ちに実施）
- (イ)土地所有者や占有者、周辺住民等との調整に時間が必要か。



## 審査委員会（公開）：行政＋民間（学識者等）による審査

### 総合審査

技術審査をもとに総合的に判断

- ◇技術審査結果（第1段階、第2段階チェック）を確認
- ◇提案採択、不採択を判定
- ◇不採択理由の検証

### ■提案採択後の土地所有者等との調整

提案採択後、地元調整や用地交渉の段階で最終的に土地所有者等の協力が得られないものは、審査委員会にその状況を報告の上、実施不可とする。